



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 8 月 21 日（木曜日） 第 639 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健課） 1

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 2

頁

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

（2件）……………（障がい福祉課） 2

○保安林の指定の解除予定……………（自然環境課） 2

○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 2

○公金の収納に関する事務の委託……………（教育庁） 2

公 告

○まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（漁業管理課） 3
○落札者等の公告…………… 3

規 則

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県民生委員の定数に関する規則（平成27年宮崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
宮崎県民生委員の定数を定める条例（平成27年宮崎県条例第10号）第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。	宮崎県民生委員の定数を定める条例（平成27年宮崎県条例第10号）第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。																																
<table><tr><th>市町村</th><th>定数</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>延岡市</td><td><u>322人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>えびの市</td><td><u>61人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>美郷町</td><td><u>41人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	市町村	定数	〔略〕		延岡市	<u>322人</u>	〔略〕		えびの市	<u>61人</u>	〔略〕		美郷町	<u>41人</u>	〔略〕		<table><tr><th>市町村</th><th>定数</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>延岡市</td><td><u>321人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>えびの市</td><td><u>64人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>美郷町</td><td><u>39人</u></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	市町村	定数	〔略〕		延岡市	<u>321人</u>	〔略〕		えびの市	<u>64人</u>	〔略〕		美郷町	<u>39人</u>	〔略〕	
市町村	定数																																
〔略〕																																	
延岡市	<u>322人</u>																																
〔略〕																																	
えびの市	<u>61人</u>																																
〔略〕																																	
美郷町	<u>41人</u>																																
〔略〕																																	
市町村	定数																																
〔略〕																																	
延岡市	<u>321人</u>																																
〔略〕																																	
えびの市	<u>64人</u>																																
〔略〕																																	
美郷町	<u>39人</u>																																
〔略〕																																	

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 519号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550201042	児童発達支援事業所らいおんキッズ Growth	宮崎県都城市上水流町1714番地	学校法人知勇学園	宮崎県都城市上水流町1758番地	令和7年9月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハラダ調剤薬局西出北店	延岡市	薬局	令和7年8月1日
おおつか調剤薬局	串間市	薬局	令和7年8月1日
とだか調剤薬局	日南市	薬局	令和7年8月1日

宮崎県告示第 521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
彩り在宅クリニック	都城市	精神通院医療	令和7年8月1日
独立行政法人国立病院機構都城医療センター	都城市	精神通院医療	令和7年8月1日
ハラダ調剤薬局西出北店	延岡市	薬局	令和7年8月1日
おおつか調剤薬局	串間市	薬局	令和7年8月1日
とだか調剤薬局	日南市	薬局	令和7年8月1日
訪問看護ステーション七草	宮崎市	訪問看護	令和7年8月1日

宮崎県告示第 522号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
わがや訪問看護ステーションくにとみ	宮崎市	精神通院医療	令和7年8月1日

宮崎県告示第 523号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- （1）解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田964－1（次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 潮害の防備
（3）解除の理由 津波防護施設用地とするため
 - （1）解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町大字日置字池田964－1（次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 公衆の保健
（3）解除の理由 津波防護施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 524号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
有限会社西都自動車学校	西都市大字三宅 175番地 1	株式会社西都自動車学校	西都市大字三宅 175番地 1	令和7年7月1日

宮崎県告示第 525号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社宮崎銀行 地銀ネットワークサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン ビルングシステム株式会社	宮崎市橘通東四丁目3番5号 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 東京都港区港南一丁目8番27号 北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地 東京都千代田区二番町8番地8 東京都港区芝浦三丁目1番21号 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 東京都品川区大崎一丁目11番2号 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県育英資金返還金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年8月5日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	13,257トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
体操ゆか競技備品一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和7年8月4日
- 落札者の氏名及び住所
有限会社かわにし
宮崎市大字島之内6679番地
- 落札金額
39,721,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和7年6月23日

--	--